

中古物品等を取り扱う店主のみなさまへ

青少年からの買い受け等の制限

条例第31条

中古物品を取り扱う営業を行う方は、中古物品(図書類、ゲームソフトなど)を青少年から買い受けたりしてはいけません。買い受ける場合は、青少年が保護者の同意を得ていることをきっちりと確認しなければなりません。

罰則

違反した者は、**30万円以下**の罰金

